\bigcirc 総 務 省 令 第

号

波 法 昭 和 +五. 年 法 律 第 百 三 + 号 第 \equiv + 八 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 項 及 び 第 百 条 第 項 第

関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 定 8 る

定

に

基

づ

き

並

び

に

同

法

を

実

施

す

る

た

 \Diamond

電

波

法

施

行

規

則

及

び

特

定

無

線

設

備

 \mathcal{O} 技

術

基

準

適

合

証

明

等

に

号

 \mathcal{O}

規

電

令 和 年 月 日

総 務 大 臣 村 上 誠 郎

電 波 法 施 行 規 則 及 び 特 定 無 線 設 備 \mathcal{O} 技 術 基 準 適 合 証 明 等 12 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

電 波 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第 条 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 +五 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 兀 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 し た 部 分 を \sum れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 L た 規 定

以 下 \mathcal{L} \mathcal{O} 条 12 お 1 て 対 象 規 定」 لح 1 う 0 は ک れ を 加 え る

最大値が定格値の一三〇パーセント未満であること。 ③ 高周波出力の定格値が四キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の② 電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。 1 利用周波数が六・七六五畳から六・七九五畳までの範囲にあること。	投送はドント目を会員して発表員 「一〜十一略)	-に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備	米の二 総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に	(指定)	[2] 各[1] (3) 略	電力伝送装置		[一~八 略]	記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。	者等」という。)に限る。)は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を	指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業	の総務大臣の	(指定の申請)	理器を除く。)をいう。以下同じ。)	じ。)並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調	ロボットをいう。)に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同	接触電力伝送装置(搬送用ロボット(工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するための	から五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。)及び搬送ロボット用非	給電できる非接触型の設備で	動車用非接触電力伝送装置(電気自動車(電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車	『ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気	務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導	て、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの(前二号に該当するも	三 各種設備(高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる	[一•二 略]	とおり定める。	第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次の	(通信設備以外の許可を要する設備)	改 正 後
「希記し	「折殳」		第四十六条の二 [同上]	指	[2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		用	[一~八 同上]				第	(指定の申請)			下同じ。)	七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。)をいう。以	ルから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。) 並びに第四十六条の	車をいう。)に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレー	自動車用非接触電力伝送装置(電気自動車(電気を動力源の全部又は一部として用いる自動	文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置	務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導	て、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの(前二号に該当するもの	三 各種設備(高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる	[一·二 同上]		第四十五条 [同上]	(通信設備以外の許可を要する設備)	改 正 前

| 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯(ISM用	許容値(一マイクロボルトを○ご	アシベルとする。) <u></u>
周波数に係る部分を	準尖頭値	平均値
除く。)		
一五〇嵐以上五〇〇) <u> </u>	九〇デジベル
₩ 未 満		
五〇〇凪以上五凪以 八六デジベル	八六デジベル	七六デジベル
五凪を超え三〇凪以	冊を超え三○冊以 九○デシベルから七三デシベル	八〇デシベルから六〇デシベル
下	まで ※	まで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

において次の表に定める値以下であること。利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一○メートルの距離

主一この表の規定こかからうず、高周皮出力の定格値が一キュフットを超え四キュフッ	二○凪以上三○凪以下 ハ・五デシベル	三・九五畑以上二〇畑未満 一八・五デシベル	二、一九四凪以上三・九五凪未満四三・五デシベル	一、七〇五凪を超え二、一九四凪未満 五二・五デシベル	四九〇畳以上一、七〇五畳以下 四七・五デシベル	一五○ 品を超え四九○ 出未満 五七・五デシベル	一〇 山以上一五〇 山以下 四八・五デシベル	て。) アンペアを○デシベルとする。	
迢え四キュフィ								Š	/ / /

六・七七六畳を超え六・七九五畳以下の周波数においては、五八デシベルとする。て、六・七六五畳以上六・七七六畳以下の周波数においては、三八デシベルとし、二 この表の規定にかかわらず、高周波出力の定格値が一キロワット以下のものについ

 四七冊以上六八冊以下
 五〇デシベル

 三〇冊を超え四七冊未満
 六八デシベル

 五〇デシベル
 六八デシベル

備考	$\frac{1}{2}$		雷	八		務大	は、	第四十	(変	2	(10)	(9)		(8)		(7)													
表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付	5 略]	(1) { (5) 略]	電力伝送装置	一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触	~七略]	務大臣の承認を受けなければならない。	次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、	第四十六条の三 前条第一項に規定する指定を受けた者	(変更の承認)	略]	第一号の(7)に掲げる条件	(8)の電波の強度に対する安全施設の状況につい	し、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。	設備は、通常の使用状態において	に告示する。	高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強	四七〇畑以上一〇〇〇畑以下	四〇〇畑を超え四七〇畑未満	二三○呱を超え四○○呱以下	一九〇・九七九胍以上二三〇胍以下	一八八・七凪を超え一九〇・九七九凪未満	一七四胍以上一八八•七胍以下	一五六畑を超え一七四畑未満	一三六•四一四胍以上一五六胍以下	一三四・七八六凪を超え一三六・四一四凪未満	八七胍以上一三四・七八六胍以下	八一・八四八畑以上八七畑未満	八〇・八七二畑を超え八一・八四八凪未満	六八畳を超え八〇・八七二畳以下
した傍線は注				電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触			変更しようとするときは、あらかじめ総	者(以下「指定を受けた者」という。)				ては、総務大臣が別に告示する。	されていること。	人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼ		(度の測定方法については、総務大臣が別	六〇デシベル	六三デシベル	六〇デシベル	五〇デシベル	六〇デシベル	五〇デシベル	七四デシベル	六〇デシベル	七〇デシベル	六〇デシベル	六三デシベル	七八デシベル	六三デシベル
記である。	[2~5 同上]	[1]~(5) 同上]		八 一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置	[一~七 同上]			第四十六条の三 [同上]	(変更の承認)	[2 同上]																			

特 定 無 線 設 備 \mathcal{O} 技 術 基 準 適 合 証 明 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} __ 部 改 正

第 条 特 定 無 線 設 備 \mathcal{O} 技 術 基 準 適 合 証 明 等 に 関 す る 規 則 昭 和 五. + 六 年 郵 政 省 令 第三十 七 号) の 一

部を次のように改正する。

部 又 分 は 次 \mathcal{O} 破 \mathcal{O} ょ 線 表 う で に に 囲 ょ 改 り、 W だ \Diamond 部 改 分 改 正 を 正 前 欄 後 欄 に れ 12 掲 に 掲 げ 順 げ 次 る る 規 対 そ 応 定 す \mathcal{O} \mathcal{O} 標 る 傍 記 改 線 部 正 下 分 後 に 二 欄 線 に を 含 重 掲 傍 む。 げ 線 る を 規 以 付 定 下 L \mathcal{O} た 傍 \mathcal{O} 規 線 条 定 を に 付 お 以 L 7 下 又 て ک は 同 \mathcal{O} じ 破 条 線 に で お を 井 λ 付 1 だ 7

対

象

規

定」

と

7

う。

は

ک

れ

を

加

え

る。

同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。れ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれとアー次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞ	かについて審査を行う。	申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどう 3.特性試験	(1)	一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)	[2 略]	十一略]	いる構内無線局に使用するための無線設備がつる構力無線局に使用するための無線設備を発しまってその無線設備の条件が定められてので、設備規則第四十九条の九第四号又は第五号においてその無線設備の条件が定められ	だい 一 「	十備	改正後	
ア[同上]		(3)	(1)	[一同上]	別表第一号 [同上]	[2 同上]	[七~八十一 同上]		•	一備等		
											改	
											正前	

は 射 ス リ ス 不 又 発 ア プ	幅数周占带波有	置装信送数周波	一 置 装 項 試 二 目 験
カアス発低周ア電リ器波		析トス計周	定三器等測
			上 「 四 持
0	C	0	時定無線設備の種別
			[同上]

			1					ı							I						ı									
	エン	プレ			係数	衝撃	変調	調度	位 又					周波	密度	電力			収率	比吸					力	線電	空中	強度	射の	要発
直線検	系 振 器	低周波	プ	スコー	オシロ	発振器	低周波		度計	は変調	波器又	直線検	発振器	低周波	器	度測定	電界強	装置	率測定	比吸収	分析器	クトル	はスペ	定器又	強度測	、電界	電力計	分析器	クトル	はスペ
																											0			
																											0			
			<u> </u>						 																					

ファ		プレ			係数	衝撃	変調	調度	は変	位 又		周波	移、、	数偏	周波	密度	電力	入射		収率	比吸					力	線電	空中	強度	射の	要発
直線検	発振器	低周波	プ	スコー	オシロ	発振器	低周波			度計	は変調	波器又	直線検	発振器	低周波	器	度測定	電界強	装置	率測定	比吸収	分析器	クトル	はスペ	定器又	強度測	、電界	電力計	分析器	クトル	はスペ
			 I					 T								 I													 T		
																												0			

--

			時間	送 信	時間	が り	ち 下	信 立	び 送	間及	り 時	上 が	立 ち	送 信		章			歪 及		性		周波	総合					搬送	特性	シス
プ	スコー	オシロ	発振器	低周波					析器	トル分	スペク	プ又は	スコー	オシロ	音計	歪率雑	波器	直線検	発振器	低周波		電力計	発振器	低周波	析器	トル分	スペク	発振器	低周波		波器
															 I						<u></u>										

_

			問	送 信	時間	が り		び 送			上 が				Ŧ				総合	性		周波	総合			力	波電	搬送	特性	シス
プ	スコー	オシロ	発振器	低周波				析器	トル分	スペク	プ又は	スコー	オシロ	音計	歪率雑	波器	直線検	発振器	低周波		電力計	発振器	低周波	析器	トル分	スペク	発振器	低周波		波器

				置	装	信	受																								
感度	度	の 限				的に					速度	送 信	電力	きの	いと	いな	して	送 信	波 を	搬送	電力	えい	外漏	帯域	又 は	力等	い 電	漏え	ネル	チャ	隣 接
標準信		析器	トル分	スペク	器又は	度測定	電界強	プ	スコー	オシロ	発振器	低周波	分析器	クトル	はスペ	信機又	定用受	電力測	発振器	低周波				分析器	クトル	はスペ	信機又	定用受	電力測	発振器	低周波
							0																								
							0																								0

				置	装	信	受														T										
感度	度		波 等	る 電	発 す	的に	副次				速度	送 信	電力	き の		いな			波 を	搬送	電力	えい	外漏	帯域	又 は	力 等	い 電	漏え	ネル	チャ	隣 接
標準信		析器	トル分	スペク	器又は	度測定	電界強	プ	スコー	オシロ	発振器	低周波	分析器	クトル	はスペ	信機又	定用受	電力測	発振器	低周波				分析器	クトル	はスペ	信機以	定用受	電力測	発振器	低周波
							0																								

	度				チ														量					¢			通						
計	l/				ヤ窓							ア		計	1z	計	国	哭	무	衰煙	計	1z	計	国		域		辛	丕	計	レ	哭	号
又は	ベル	7107	発生	準信	振器	周波	計	率雑	又は	ベル	7117	発生	準信	計	ベル	рι	波数	7117	発生	準信	РІ	ベル	μι	波数	пп	発生	準信	計	率雑	又は	ベル	7117	発生
							<u> </u>																										
							 T		 			<u> </u>				<u></u>				<u> </u>	<u></u>			<u></u>			<u> </u>	 -				<u></u>	

	度					隣		ス												量					†	畐								
計	レ					接低	辛	র					ア - - - 号		計	レ	計	周	哭	号	衰煙	計	レ	計	周			過煙	辛	歪	計	レ	哭	무
又は	ベル	нн	発生	準信	振器	周波	計	平斜	i E	又は	ベル	,	発生	準信	計	ベル	н	波数	нн	発生	準信	F1	ベル	н,	波数	нн	発生	準信	計	率雑	又は	ベル	нн	発生
							I								1							<u>I</u>							1					
							 I								<u>-</u>							 			·				 T					

 [イ・ウ 略]

ī			歪 及	総合	特性			エン	ディ	動	数 変	周波	器 の	発 振	局部				特 性	変調	相 互		2	効 果		感度			
音計	歪率雑	器	号発生	標準信		波器	直線検	発振器	低周波					計	周波数	音計	歪率雑	計又は	レギベル	景 号 発 生	標準信	計	レベル	器	号発生	標準信	プ	スコー	オシロ
		į	雑	雑 及	雑 及 合	雅 及 台	雅及台	雅及台 スァ	雅及台 スァン	雅 及 台 ス ア ン イ	雅及台 スァンィ	雑及台 スァンィ 変	雑及台 ヌァンイ 変波	雑 及 台 ス ア ン イ 数 波 の	雑 及 台	雑及台 スァンイ 変波の振部	雑及台 ステンイ 変波の振部	雑及台 ステンイ 変波の振部	雑及台 スァンイ 変波の振部	雑 及 台 ス ア ン イ 数 波 の 振 部	雑及台 ステンイ 変波の振部 調	雑及台 スァンイ 変波の振部 調互	雑及台 スァンイ 変波の振部 調互	雑及台 スァンイ 変波の振部 調互	雑及台 スァンイ 変波の振部 調 点	雑 及 台 ス ア ン イ 一 发 波 の 振 部 調 互 一 圧	雑 及 台 ス ア ン イ 数 波 の 振 部 調 互 圧 度	雑及台 スァンイ 変波の振部 調互 圧度	雑及台 スァンイ 変波の振部 調互 圧度

 [イ・ウ 同上]

在 1 ~																															
23	丰			歪	総 ^	特性	シ	フ	工	デ	動	数				局					灶	変			7 1		抑圧				
同上	辛			及	台			7	7	1		发	波	0)	振計		产	- 平	計				互煙	計				度煙	プ	ス	<u>ー</u>
	音計	歪率雑	ш	発生	準信		器	線検	発振器	周波					μΙ	周波数	計	率雑	又は	ベル	чиг	発生	標準信	н	ベル	чи	発生	標準信		- - - -	オシロ
						I																									
ſ		<u> </u>				<u> </u>											<u></u>	<u></u>				<u></u>	<u></u>		<u></u>	<u></u>				<u></u>	

[1]・11] 盤]

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の 工事設計書

「様式 略]

報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げ る無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用 するもの又は同項第6号の2、第6号の2の2若しくは第6号の4に掲げる無線設備につ いては記載を要しない。

「(1)~(3) 略]

「注2~12 略〕

「第二~第六 略]

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したもの [同左] とする。

「様式 略]

[注1~3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証 明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表 に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	[略]
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	C S
第2条第1項第6号の4に掲げる無線設備	ΑP
[略]	[略]

「5 略]

[11・11] [문과]

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

工事設計書

「様式 同左]

注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同 注1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同 報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げ る無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用 するもの又は同項第6号の2若しくは第6号の2の2に掲げる無線設備については記載を 要しない。

「(1)~(3) 同左]

「注2~12 同左]

「第二~第六 同左]

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

「様式 同左]

「注1~3 同左]

4 「同左〕

特定無線設備の種別	記号
[同左]	[同左]
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	CS
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考(表中の「一〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を练く全体に付した傍線は注記である。

この省令は、公布の日から施行する。附 則